

更別村ゼロカーボン推進補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2050年二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「更別村ゼロカーボン宣言」の達成に向けて村民に対しゼロカーボンの推進を支援する省エネ・再エネ化補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項の「住宅」をいう。

(2) 空気清浄機能・換気機能付きエアコン

統一省エネラベル（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第165条に基づき提供される情報をいう。以下同じ。）において、目標年度である達成率が100%以上（省エネマークが緑色）の空気清浄機能・換気機能付きエアコンをいう。

(3) 省エネ型電気冷蔵庫

統一省エネラベルにおいて、目標年度である達成率が100%以上（省エネマークが緑色）の電気冷蔵庫をいう。

(4) 太陽光発電設備

既存住宅に別表1に規定する太陽光発電、定置用蓄電池を導入することをいう。

(補助対象経費及び期間等)

第3条 補助の対象とする経費は、空気清浄機能・換気機能付きエアコン、省エネ型電気冷蔵庫及び太陽光発電設備の購入及び設置に係る経費とする。

2 本補助事業の申請は、第5条の表に掲げる区分ごとに1回限りとする。

3 補助対象期間は、施行日から令和9年1月31日（当該日が更別村の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に定める村の休日の場合は、翌開庁日）までとする。

(補助金交付対象者等)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 本村の住民基本台帳に登録されている者

(2) 助成対象となる住宅に居住している者

- (3) 申請者本人及び同居する親族が市町村税や村に納付すべき公共料金等の滞納をしていない者
- (4) 更別村暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者並びに暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる区分に応じて算出した額とする。

| 区分 | | 実施種別等 | 補助率 | 補助金上限額 |
|-----|-------------------|---|--------|-----------|
| 省エネ | 空気清浄機能・換気機能付きエアコン | 村内販売店から購入 | 1 / 5 | 80,000 円 |
| | | 上記以外 | 1 / 10 | 40,000 円 |
| | 省エネ型電気冷蔵庫 | 村内販売店から購入 | 1 / 4 | 60,000 円 |
| | | 上記以外 | 1 / 8 | 30,000 円 |
| 再エネ | 定置用蓄電池 | ・既に太陽光発電を設置している場合 ・「HEMS」を同時設置することを条件とする。 | 1 / 10 | 100,000 円 |
| | 太陽光発電及び定置用蓄電池 | ・左記 2 機器を同時設置する場合に限る。 ・新規に設備を設置 ・「HEMS」を同時設置することを条件とする。 | 1 / 10 | 300,000 円 |

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請等）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、更別村ゼロカーボン推進補助金交付申請書（様式第 1 号）に別表第 2 に規定する書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 補助金交付の申請期限は、当該年度の 1 月 31 日までとする。

（補助金の交付決定）

第 7 条 村長は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、その内容

を審査し、交付の可否を決定し、更別村ゼロカーボン推進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（補助の条件）

第8条 本事業の対象は、次の要件に該当することを条件とする。

- （1）建築基準法その他関係法令に、法令違反がないこと。
- （2）申請者は、北海道及び更別村が補助事業を活用した住宅の写真及び工事内容を広報やホームページ（以下「広報等」という。）に必要な範囲で利用することを許諾すること。

（交付決定を受けた内容の変更）

第9条 交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた補助金について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ更別村ゼロカーボン推進補助金変更等承認申請書（様式第3号。次条において「変更等承認申請書」という。）を村長に提出し、承認を受けなければならない。

- （1）交付決定額を変更するとき。
- （2）交付対象事業の内容を変更するとき。
- （3）交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（変更等の承認）

第10条 村長は、前条の規定による変更等承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、更別村ゼロカーボン推進補助金変更等承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、設備等の設置及び施工完了から30日を経過する日又は当該年度の2月20日のいずれか早い日までに、更別村ゼロカーボン推進補助金実績報告書（様式第5号）に別表第3に規定する書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 村長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の額を確定しなければならない。

2 村長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、更別村ゼロカーボン推進補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知する。

(補助金の支払)

第13条 村長は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後、補助金の50パーセント（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を更別村どんぐりスタンプ会が発行するどんぐり商品券により交付するものとする。

(財産処分の制限)

第14条 この要綱に基づく補助金の交付により取得した財産は、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間、この要綱に基づく補助金の交付により取得した財産を村長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をしてはならない。

(交付決定の取消)

第15条 村長は、補助金の交付決定後に交付決定者が次の各号いずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。
- (3) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 村長は、第1項及び前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、更別村ゼロカーボン推進補助金取消し通知書（様式第7号）により交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第16条 村長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて現金でその返還を命ずるものとする。

2 村長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(手続きの代行)

第 17 条 第 5 条の表に掲げる機器を設置する事業者（以下「手続き代行者」という。）は、申請者に代わって第 6 条、第 9 条及び第 11 条に規定する手続きを行うことができる。

2 前条の手続きを手續代行者に委任しようとする申請者は、更別村ゼロカーボン推進補助金申請等に関する委任状（様式第 8 号）を村長に提出しなければならない。

3 村長は第 1 項の手續代行者が、偽りその他不正な手段により当該手續を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施することができる。

4 村長は、前項の調査の結果不正行為があったと判断した場合は、第 1 項の申請を取消することができるものとする。

(状況調査)

第 18 条 村長は、必要に応じて補助金の交付対象となった対象設備等の設置状況等の調査を行うことができる。

2 交付決定者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

| 区分 | | 対象となる工事・設備の要件及び補助対象経費等 |
|-----|------------------------------|---|
| 省エネ | 空気清浄機能・換気機能付きエアコン及び省エネ型電気冷蔵庫 | 次のいずれかに該当する試験研究機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン・換気機能を有するエアコン及び省エネ型電気冷蔵庫 ①国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）が運営する試験機関等 ②国等の認可等を受けた試験機関等 ③法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等 ④未使用品であること。 |
| 再エネ | 太陽光発電 | (1) 対象設備の要件等 次の全ての要件に適合すること。 ア 蓄電池と接続し、発電した電力が設置される住宅において消費されること。 イ 太陽光電池モジュールの合計出力が 10kw 未満の |

| | | |
|--|--------|---|
| | | <p>設備であること。</p> <p>ウ 余剰型配線であること。</p> <p>エ 電力会社の電力系統に連系できること。</p> <p>オ 未使用品であること。</p> <p>(2) 補助対象経費</p> <p>太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。</p> <p>ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む。）は対象外とする。</p> |
| | 定置用蓄電池 | <p>(1) 対象設備の要件</p> <p>次の全ての要件に適合すること。</p> <p>ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。</p> <p>イ 蓄電容量が 17.76kwh 未満であるもの。</p> <p>ウ 電力会社の電力系統に連系できること。</p> <p>エ 未使用品であること。</p> <p>(2) 補助対象経費</p> <p>蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める。）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。</p> <p>ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む。）は対象外とする。</p> |

別表第 2（第 6 条関係）

| 区分 | | 提出書類 |
|-----|-------------------|--|
| | 共通 | <p>(1) 自己が所有しない住宅に設置する場合は、所有者の設置承諾書（様式第 9 号）</p> <p>(2) 経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し</p> <p>(3) 導入する設備等の仕様がわかるカタログ等</p> <p>(4) その他、村長が必要と認める書類</p> |
| 省エネ | 空気清浄機能・換気機能付きエアコン | <p>(1) 設置予定場所の写真（屋内、屋外、配管）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する試験研究機関等で効果が確認された空気清浄機能・換気機能付きエアコンであり、それを証するカタログ等（緑マークのあるもの）</p> |

| | | |
|-----|-----------|---|
| | | <p>①国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）が運営する試験機関等</p> <p>②国等の認可等を受けた試験機関等</p> <p>③法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等</p> |
| | 省エネ型電気冷蔵庫 | <p>(1) 統一省エネラベルの情報がわかるカタログ又は書類等（緑マークのあるもの）</p> <p>(2) 既存電気冷蔵庫の写真及び製造年がわかる写真又は書類等</p> |
| 再エネ | 太陽光発電 | <p>(1) 太陽光発電設備の設置に係る図面</p> <p>(2) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できる書類</p> <p>(3) 太陽電池モジュールの保証期間が確認できる書類</p> <p>(4) パワーコンディショナーの定格出力が確認できるもの</p> |
| | 定置用蓄電池 | <p>(1) 蓄電池の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面</p> <p>(2) 蓄電池システム本体機器を含むシステム全体のパッケージの型番が確認できる資料</p> |

別表第3（第11条関係）

| 区分 | | 提出書類 |
|-----|-------------------|--|
| 共通 | | <p>(1) 対象設備等の設置状況等を撮影した写真、図面等（型番がわかる写真を含む。）</p> <p>(2) 対象設備等の設置に係る領収書（明細がわかるもの）及び契約書がある場合はその写し</p> <p>(3) その他村長が必要と認める書類</p> |
| 省エネ | 空気清浄機能・換気機能付きエアコン | (1) 共通に同じ |
| | 省エネ型電気冷蔵庫 | <p>(1) 共通に同じ</p> <p>(2) 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物管理票の排出者控の写し</p> |
| 再エネ | 定置用蓄電池 | (1) 共通に同じ |
| | 太陽光発電及び定置用蓄電池 | (1) 共通に同じ |